

## 公費解体制度及び協定締結団体について

### ● 公費解体の概要

災害時、片付けごみの撤去がある程度進むと、被災家屋の解体が始まります。通常の災害では、市町村が全壊と判断した家屋はすでに居住できない状態であり、所有者が不要と判断した時点で災害廃棄物（一般廃棄物）とみなされ、市町村が実施する撤去に要する費用は国庫補助の対象となります。これらの市町村が行う公費による損壊家屋の解体・撤去のことを公費解体といいます。

公費解体は、市町村において、り災証明の発行（全壊判定等）から、申請の受付業務や解体事業の実施、国庫補助の申請に至るまで多くの業務が発生します。公費解体は平時の業務と大きく異なることから、平時から制度の概要を知り、準備することは、早期の復旧・復興につながります。

### ● 一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会について

一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下、復興支援協会）と県は、令和3年2月に「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」を締結しており、損壊家屋等における解体・撤去処理事業の支援及び関連する業務について支援をいただけるようになっています。

（※協定の概要は別添を参照）

また、平時の協力として、県が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の市町村支援の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をいただけることにもなっています。

このたび、過去の災害において、公費解体に関する支援業務を多く実施されている復興支援協会のご協力をいただき、市町村職員等に対して研修会を実施することとしました。